

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（抄）

平成 22 年 3 月 26 日
21 水港第 2597 号
水産庁長官通知
〔最終改正〕
〔令和 6 年 12 月 17 日〕
6 水港第 1771 号

第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 に掲げる事業とする。

第2 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

交付等要綱第 5 第 1 項の事業実施計画は別記参考様式第 1 号により、交付等要綱第 5 第 2 項の事業実施計画の重要な変更は別記参考様式第 2 号により、水産庁長官に提出するものとする。

また、水産庁が別に定める公募要領に基づく課題提案書を提出した場合は、これをもって事業実施計画書に代えることができるものとする。ただし、課題提案書の内容に変更があった場合については、別記参考様式第 2 号により提出するものとする。

なお、個別事業ごとに様式が定められている場合には、それによるものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る交付等要綱第 24 第 3 項に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第 3-1 号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第 3-2 号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第3 事業の目的、内容等

交付等要綱に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。

(略)

2-10 水産業競争力強化緊急事業

(1) 事業目的

水産業の競争力強化を図るとともに、活力ある漁村地域を維持・発展させるため、意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう水産業の体質強化を図る必要がある。

このため、広域な漁村地域が連携し、生産の効率化や販売力の強化、地域の漁業を維持・発展させていくための中核的担い手の育成、漁船漁業の構造改革等に取り組むための「浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン」（以下「広域浜プラン」という。）を策定し、当該プランに基づく浜の機能再編や市場・水産関連施設の集約化、漁船の更新・改修等を進めることにより、水産業の競争力強化を図ることを目的とする。

(2) 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、（3）の事業の総合的な実施及び調整並びに水産業競争力強化基金の造成及び管理を行う者とする。

(3) 事業の内容等

この事業は、事業実施主体が、以下のアからエまでの事業を水産業競争力強化基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、同基金から、事業実施者に助成を行ふものとする。

なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領（以下「業務要領」という。）を定めるものとする。

(略)

ウ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業

(ア) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業

a 事業の内容

本事業は、将来の漁村地域を担う意欲ある漁業者であって、資源管理又は漁場改善（以下「資源管理」という。）の取組を行う者が、コスト競争に耐えうる操業体制を確立するための漁業用機器等（以下「機器等」という。）の導入に要する経費に対して助成金を交付する。

b 事業実施者

本事業の事業実施者は、広域浜プランを策定する広域委員会に参画し、広域浜プラン及び当該広域浜プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす漁業を営む個人又は法人とする。ただし、共同で使用する実態のある機器等については、共同での申請を認めるものとする。

なお、当該広域浜プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、令和7年度末までの広域浜プランへの発展を目指して調整協議会を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人についても、事業実施者とすることができる。

- (a) 自らの経営における競争力強化に向け、機器等の導入を実施すること。
- (b) 率先して広域浜プラン又は関連する浜プランに定められた取組を実践すること。
- (c) 地域へ貢献する意思を有し、地域や他の漁業関係者との連携を図ること。
- (d) 資源管理の取組を行うこと。

c 競争力強化型機器等評価委員会

- (a) 事業実施主体は、事業実施者から提出される競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画（以下「機器事業実施計画」という。）について助成の決定を行うため、競争力強化型機器等評価委員会（以下「機器委員会」という。）を設置するものとする。

- (b) 事業実施主体は、機器委員会を設置しようとするときは、競争力強化型機器等評価委員会設置要領（以下「機器委員会設置要領」という。）を作成の上、別記様式第6号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。
- (c) 機器委員会設置要領を変更しようとするときは、(b)に準じて行うものとする。
- (d) 機器委員会は、事業実施者から事業実施主体に提出された機器事業実施計画について、業務要領に定める要件に基づいて、その内容を審査するものとする。
- (e) 機器委員会は、必要に応じて現地確認を行うものとする。

d 事業の実施

- (a) 本事業を実施しようとする事業実施者は、機器事業実施計画を策定して、事業実施主体に申請し、事業実施主体の承認を受けるものとする。
- (b) 事業実施主体は、(a)の申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、事業実施者に対して当該機器事業実施計画について承認する旨の通知を行うものとする。
 - i 申請者が、bに定める事業実施者であること。
 - ii 機器事業実施計画が、cの(d)により機器委員会が認めたものであること。
 - iii 広域浜プラン又は機器事業実施計画に関連する浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を10%以上向上する目標（KPI）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。
- (c) (b)の承認後に生じた機器事業実施計画の変更は、(a)に準じて行うものとする。
- (d) 事業実施者は、事業終了後、速やかに機器事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- (e) 事業実施者は、機器事業実施計画に記載した(b)のiiiの達成状況を、事業実施主体へ報告するものとする。
- (f) 事業実施者は、事業実施主体が必要があると認める場合において、機器事業実施計画に記載した資源管理の取組状況の報告を求めたときは、遅滞なく報告をしなければならないものとする。

e 実施状況等の確認

- (a) 事業実施主体は、事業実施者における機器事業実施計画の実施状況について、dの(d)に基づく報告書類を確認するほか、必要に応じ、機器委員会が現地においてこれを確認するものとする。
- (b) 事業実施主体が、(a)の規定による現地における実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。
- (c) 事業実施主体は、dの(e)の達成状況を確認するとともに、取組の目標（KPI）の達成状況に応じ、事業実施者に対する改善指導を行うものとする。
- (d) 事業実施主体は、水産庁長官又は都道府県知事が資源評価及び資源管理を行うために必要があると認める場合において、機器事業実施計画に記載した資源管理の取組状況の報告を求めたときは、遅滞なく報告をしなければならないものとする。

f 助成対象経費

- (a) 事業実施主体は、事業実施者が、承認された機器事業実施計画に記載した機器等を導入する際の費用を対象に、事業実施者へ1／2以内の金額を助成する。また、助成の上限額は5,000万円以内とし、助成対象となる機器等の導入費用は機器本体のみとする。
- (b) 助成対象とする機器等は、原則として処分制限期間（減価償却期間の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上のものとする。
- (c) (a)の規定にかかわらず、国が実施する他の事業による助成等の支援を受け、又は受けこととなっている機器等の導入費用は、助成の対象外とする。
- (d) (a)の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの事業完了に限り、以下の省エネエネルギー性能に優れた機器等（以下「省エネ機器等」という。）を導入する場合は、機器本体及び当該機器の

設置の費用を助成対象とする。

i 漁船用エンジン（船内機又は船外機）

現在使用している漁船用エンジンと比べ 5 %以上燃油使用量が削減可能で、漁業経営体质強化機器設備導入支援事業において、水産庁長官承認の「省エネ機器設備の基準」（平成 23 年 12 月 1 日付け 23 水漁第 1505 号長官承認）に記載されたもの

ii その他の機器等

現在使用している機器と比べ 10%以上燃油使用量が削減可能な省エネ機器等

g 助成金の交付

事業実施主体は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、次に定めるところにより、事業実施者に助成するものとする。

(a) d の (b) により機器事業実施計画の承認を受けた事業実施者は、事業実施主体に対して助成金の交付申請を行い、事業実施主体は、その審査の上、交付決定通知を行う。

(b) 事業実施者が概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体に対して概算払請求書を提出するものとする。

(c) 事業実施主体は、(b) の申請があった場合には、助成金を交付することができるものとする。

(d) 事業実施者は、本事業終了後、事業実施主体に対して精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。

(e) 事業実施主体は、d の (d) の機器事業実績報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、事業実施者に対して通知するものとする。

(f) 事業実施主体は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

(g) (f) の助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して 20 日が経過した日までの間に行わなければならない。

(h) 事業実施主体が事業実施者に対し (f) の命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

h 機器等の管理運営

事業により取得した機器等の管理運営については、事業実施主体による指導・監督の下、財産台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により効率的な利用が図られるようにする。

i 交付決定の取消等

(a) 事業実施主体は、事業実施者から事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、g の (a) の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

i 事業実施者が、法令又は業務要領に違反した場合（漁業法第 25 条第 2 項の規定に違反し、同法第 28 条の規定による処分を受けた場合を除く。）

ii 事業実施者が、助成金を本事業以外の用途に使用した場合

iii 事業実施者が、事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

iv 事業実施者（100% 同一の資本に属するグループ企業を含む。）又はその所有する若しくは使用する漁船が、IUU 漁業に従事したとして WTO に通報された場合又は RFMOs が作成する IUU 漁業に関する一覧表に掲載された場合

(b) 事業実施主体は、(a) の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

- (c) (b) の助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
- (d) 事業実施主体が事業実施者に対し (b) の命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

j 事業の委託

- (a) 事業実施主体は、本事業を円滑に実施するために必要がある場合には、本事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- (b) 事業実施主体は、(a) の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

(イ) 遊漁船安全設備導入支援事業

a 事業の内容

本事業は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号。以下「遊漁船業法」という。）第 3 条第 1 項に基づく登録を受けた遊漁船業者（以下「遊漁船業者」という。）であって、利用者の安全性の向上を図り、資源管理の取組みを行う者が、遊漁船に業務用無線設備、非常用位置等発信装置及び改良型救命いかだ等（以下「安全設備」という。）の導入に要する経費に対して助成金を交付する。

b 事業実施者

本事業の事業実施者は、以下の全てを満たす遊漁船業者とする。

- (a) 遊漁船の利用者（以下「利用者」という。）の安全性向上のため、安全設備の導入を実施すること。
- (b) 事業実施者が営業する地域に遊漁船業法第 28 条第 1 項に基づく協議会又は海面利用協議会が組織された場合、当該協議会等に加入し、利用者の安全の確保及び漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組等を推進すること。
- (c) 利用者が採捕した水産動植物については、遊漁採捕量等報告システムにより水産庁に報告を行うこと。

c 事業の実施

- (a) 本事業を実施しようとする事業実施者は、安全設備事業実施計画を策定して、事業実施主体に申請し、事業実施主体の承認を受けるものとする。
- (b) 事業実施主体は、(a) の申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、事業実施者に対して当該安全設備事業実施計画について承認する旨の通知を行うものとする。

i 申請者が、b に定める事業実施者であること。

ii 安全設備の導入にあたり e に定める助成対象経費であること。

- (c) (b) の承認後に生じた安全設備事業実施計画の変更は、(a) に準じて行うものとする。

- (d) 事業実施者は、事業終了後、速やかに安全設備事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

d 実施状況等の確認

- (a) 事業実施主体は、事業実施者における安全設備事業実施計画の実施状況について、c の (d) に基づく報告書類を確認するほか、必要に応じ、現地においてこれを確認するものとする。
- (b) 事業実施主体が、(a) の規定による現地における実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。

e 助成対象経費

- (a) 事業実施主体は、事業実施者が、承認された安全設備事業実施計画に記載した安全設備を導入

する際の費用を対象に、事業実施者へ 1 / 2 以内の金額を助成する。助成の対象となる遊漁船は、別表 1 のとおりとする。また、助成の対象経費の安全設備、補助率及び上限額は別表 2 のとおりとする。助成対象となる安全設備の導入費用は設備本体のみとし、1 事業実施者につき 1 設備までとする。

- (b) 事業実施者が既に安全設備を保持している場合は助成の対象外とする。
- (c) 助成対象とする安全設備は、原則として処分制限期間（減価償却期間の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいる。）が 5 年以上のものとする。
- (d) (a) の規定にかかわらず、国が実施する他の事業による助成等の支援を受け、又は受けている安全設備の導入費用は、助成の対象外とする。

f 助成金の交付

事業実施主体は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、次に定めるところにより、事業実施者に助成するものとする。

- (a) c の (b) により安全設備事業実施計画の承認を受けた事業実施者は、事業実施主体に対して助成金の交付申請を行い、事業実施主体は、その審査の上、交付決定通知を行う。
- (b) 事業実施者が概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体に対して概算払請求書を提出するものとする。
- (c) 事業実施主体は、(b) の申請があった場合には、助成金を交付することができるものとする。
- (d) 事業実施者は、本事業終了後、事業実施主体に対して精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。
- (e) 事業実施主体は、c の (d) の安全設備事業実績報告書の内容を審査し、適切と認めるとときは、助成金の額を確定し、事業実施者に対して通知するものとする。
- (f) 事業実施主体は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- (g) (f) の助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して 20 日が経過した日までの間に行わなければならない。
- (h) 事業実施主体が事業実施者に対し (f) の命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (i) 安全設備のうち改良型救命いかだ等については、事業実施主体は別表 3 に定める改良型救命いかだ等の搭載を要しない方法で利用者の安全性を確保できない者を優先して交付決定することとする。

g 安全設備の管理運営

事業により取得した安全設備の管理運営については、事業実施主体による指導・監督の下、財産台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により効率的な利用が図られるようにする。

h 交付決定の取消等

- (a) 事業実施主体は、事業実施者から事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、f の (a) の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
 - i 事業実施者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、遊漁船業法若しくはその他事業に関する法令又は業務要領に違反した場合
 - ii 事業実施者が、助成金を本事業以外の用途に使用した場合
 - iii 事業実施者が、事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
- (b) 事業実施主体は、(a) の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に

その額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

(c) (b) の助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して 20 日が経過した日までの間に行わなければならぬ。

(d) 事業実施主体が事業実施者に対し (b) の命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

i 事業の委託

(a) 事業実施主体は、本事業を円滑に実施するために必要がある場合には、本事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

(b) 事業実施主体は、(a) の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

別表 1

次に掲げる表中の○に対応する遊漁船について、安全設備の導入費用を助成対象とする。

1. 業務用無線設備

旅客数 航行区域	旅客定員 13 名以上の遊漁船		旅客定員 12 名以下の遊漁船	
	20トン未満	20トン以上	20 トン未満	20 トン以上
平水※1	—		○	
2 時間限 定沿海 ※2		○		○
沿岸 5 マ イル ※3	—		○	—
沿海 ※4 (上 記を除 <)	—		船舶の長さが 12m未満に限り○	

※1 船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 1 条第 6 項の平水区域（湖川港内（琵琶湖を除く）を除く）

※2 船舶設備規程（昭和 9 年逓信省令第 6 号）第 2 条第 3 項の 2 時間限定沿海船等または小型船舶安全規則第 2 条第 4 項の 2 時間限定沿海小型船舶の航行する区域

※3 小型船舶安全規則（昭和 49 年運輸省令第 36 号）第 2 条第 3 項の沿岸小型船舶の航行する区域

※4 船舶安全法施行規則第 1 条第 7 項の沿海区域

2. 非常用位置等発信装置

旅客数	旅客定員 13 名以上の遊漁船		旅客定員 12 名以下の遊漁船	

航行区域		
平水※1	—	—
限定沿海 ※2 (2時間 限定沿 海、沿岸 5マイ ル、瀬戸 内)	○	○
沿海 ※3 (上 記を除 <)	—	船舶の長さが12m未満に限り○

※1 船舶安全法施行規則第1条第6項の平水区域（湖川港内（琵琶湖を除く）を除く）

※2 以下のいずれかの区域

- ・船舶設備規程第2条第3項の2時間限定沿海船等または小型船舶安全規則第2条第4項の2時間限定沿海小型船舶の航行する区域
- ・小型船舶安全規則第2条第3項の沿岸小型船舶の航行する区域
- ・瀬戸内（特殊貨物船舶運送規則第16条の瀬戸内）

※3 船舶安全法施行規則第1条第7項の沿海区域

3. 改良型救命いかだ等

旅客数 ＼ 航行区域	旅客定員13名以上の遊漁船		旅客定員12名以下の遊漁船	
	20トン未満	20トン以上	20トン未満	20トン以上
河川、港 内、一部 の湖※1	—		—	
平水※2 (上記を 除く)	最低水温※6が10度未満の場合のみ ○		最低水温※6が10度未満の場合のみ○	
2時間限 定沿海 ※3	最低水温※6が 20度未満の場 合のみ○	最低水温※6が 15度未満の場 合のみ○	最低水温※6が 20度未満の場 合のみ○	最低水温※6が 15度未満の場 合のみ○

沿岸 5 マイル ※ 4	最低水温※ 6 が 20 度未満の場 合のみ○	-	最低水温※ 6 が 20 度未満の場合 のみ○	-
沿海 ※ 5 (上 記を除 <)	最低水温※ 6 が 20 度未満の場 合のみ○	-	最低水温※ 6 が 20 度未満の場合 のみ○	-

※ 1 琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、宍道湖及び支笏湖以外の湖

※ 2 船舶安全法施行規則第 1 条第 6 項の平水区域

※ 3 船舶設備規程第 2 条第 3 項の 2 時間限定沿海船等または小型船舶安全規則第 2 条第 4 項の 2 時間限定沿海小
型船舶の航行する区域

※ 4 小型船舶安全規則第 2 条第 3 項の沿岸小型船舶の航行する区域

※ 5 船舶安全法施行規則第 1 条第 7 項の沿海区域

※ 6 対象船舶の航行区域（平水の場合は実際に航行する水域）における気象庁の日本沿岸域の海面水温情報の平
年値（ただし、「大阪湾」、「播磨灘・備讃瀬戸」、「備後灘・燧灘」、「安芸灘・伊予灘」、「周防灘」は
5 年統計値とし、湖は宇宙航空研究開発機構の水温データとする。）が最も低い日の水温

別表 2

助成対象経費の安全設備、補助率及び助成の上限額

以下の設備の購入費に補助率を乗じた額（上限有）を助成

安全設備	内容	補助率	上限額
業務用無線設備	業務用無線設備（VHF 無線電話、MF 無線電話等）の 購入。	1/2	6 万円
非常用位置等発 信装置	非常用位置等発信装置（衛星非常用位置指示無線標識 (EPIRB) 又は船舶自動識別装置 (AIS)) の購入。た だし、EPIRB は AIS-SART 機能を有するものに限 り、AIS には簡易型 AIS を含む。	1/2	12 万円
改良型救命いか だ等	改良型救命いかだ等（乗り移り時の落水危険性を軽減 する措置が講じられた救命いかだ又は内部収容型救命 浮器）の購入。ただし、改良型救命いかだ等には乗込 装置を含む。	1/2	75 万円

※上記経費に係る消費税及び地方消費税は、助成対象経費として認めないものとする。ただし、消費税の納稅義務

が免除される遊漁船業者についてはこの限りでない。

別表 3

改良型救命いかだ等の搭載を要しない方法	内容
1. 一定の水温を上回る時期のみの航行	水温20℃以上となる海域・時期のみを航行。（水 が冷たい時期は運航しない等） 水温10℃以上15℃未満となる時期に航行する際 は、航行区域を限定沿海から平水に制限。
2. 伴走船と航行	出航から帰港まで営業船を視認し、早急に救助で きる位置を伴走船が航行 伴走船には、緊急時に「要救助者を搭載する枠」 (空席) を確保した上で、旅客の搭載が可能

	船団で航行する場合、他船を伴走船とすることを認め、船団は最大4隻とし、船団内の他船の「要救助者を搭載する枠」を合算し救助能力を評価
3. 救助船を配備	事故通報後、一定の時間内に現場到着 ※水温15°C以上は30分以内 水温10°C以上15°C未満は10分以内水温10°C未満は5分以内 営業船の搭載人員分を搭載できる「要救助者を搭載する枠」を確保（救助船として利用する場合、旅客の搭載は不可） 複数の営業船が同一の救助船を指定可
4. 船内に浸水しない構造（水温15°C以上に限定）	水密全通甲板又は不沈性・安定性を有する構造
5. 母港から5海里以内の航行（水温15°C以上に限定）	航行区域を母港からの航行距離が5海里を超えない範囲に制限

詳細については、国土交通省HP「旅客船・遊漁船等に対する安全設備等の義務化について」参照

(略)

第4 交付等要綱第31の水産庁長官が特に必要と認めるものは、公益財団法人海と諸環境美化・油濁対策機構、漁業信用基金協会、全国漁業協同組合連合会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合とする。

第5 電子情報処理組織による申請等

補助事業者は、本通知の規定に基づく申請等については、当該規定の定めにかかわらず、電子メール、農林水産省共通申請サービス（当該補助事業が当該サービスの対象事業として登録されている場合に限る。）、その他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法（以下「電子処理システム」という。）により行うことができる。ただし、電子処理システムにより申請等を行う場合であっても、本通知の規定に基づき当該申請等に添付することとされている様式の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請等を行う場合は、本通知に規定する様式にかかわらず、電子処理システムにより提供する様式を用いることができる。
- 3 大臣は、第1項の規定により申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子処理システムによることができる。
- 4 補助事業者が第2項の規定により電子処理システムを使用する方法により申請等を行う場合は、当該電子処理システムのサービス提供者が定める当該電子処理システムの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則（平成22年3月26日21水港第2597号）

- 1 次に掲げる運用及び実施細則（以下この項目において「旧運用等」という。）は廃止する。ただし、この運用の施行前に旧運用等の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 漁船等省エネルギー・安全推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1076号水産庁長官通知）
 - (2) 担い手代船取得支援リース事業の運用について（平成14年7月1日付け14水漁第766号水産庁長官通知）

- (3) 鯨類捕獲調査円滑化事業の実施について(平成21年3月27日付け20水管第2658号水産庁長官通知)
- (4) 我が国周辺水域資源調査推進事業の運用について(平成21年3月27日付け20水推第1037号水産庁長官通知)
- (5) 国際資源対策推進事業の運用について(平成21年3月30日付け20水推第1044号水産庁長官通知)
- (6) ポスト資源回復計画移行調査事業の運用について(平成21年3月27日付け20水管第2820号水産庁長官通知)
- (7) 水産情報提供の整備推進事業の運用について(平成18年3月30日付け17水推第1172号水産庁長官通知)
- (8) マグロ類新規代替漁場調査事業の運用について(平成20年4月14日付け20水管第53号水産庁長官通知)
- (9) 漁場機能維持管理事業の運用について(平成21年5月29日付け21水管第484号水産庁長官通知)
- (10) ノリ養殖業高度化促進事業の運用について(平成18年3月31日付け17水推第1210号水産庁長官通知)
- (11) 養殖クロマグロ安定供給推進事業の運用について(平成20年4月1日付け19水推第925号水産庁長官通知)
- (12) 持続的養殖生産・供給推進事業の運用について(平成21年3月27日付け20水推第1063号水産庁長官通知)
- (13) 健全な内水面生態系復元等推進事業の運用について(平成21年3月27日付け20水推第1078号水産庁長官通知)
- (14) 栽培漁業資源回復等対策事業の運用について(平成19年3月29日付け18水推第1458号水産庁長官通知)
- (15) 広域連携さけ・ます資源造成推進事業の運用について(平成19年3月29日付け18水推第1496号水産庁長官通知)
- (16) 漁場環境保全対策等事業の運用について(平成10年4月8日付け10水推第399号水産庁長官通知)
- (17) 大型クラゲ国際共同調査事業の運用について(平成21年3月27日付け20水推第1066号水産庁長官通知)
- (18) 有害生物漁業被害防止総合対策事業の運用について(平成20年3月31日付け19水推第920号水産庁長官通知)
- (19) ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業の運用について(平成21年3月27日付け20水推第1062号水産庁長官通知)
- (20) 漁業の担い手確保・育成緊急対策事業の運用について(平成21年5月29日付け21水漁第609号水産庁長官通知)
- (21) 漁業経営改善効率化支援事業の運用について(平成20年3月27日付け19水漁第3602号水産庁長官通知)
- (22) 漁業共済経営環境変化特別対策事業の運用について(平成21年3月27日付け20水漁第2568号水産庁長官通知)
- (23) 漁場漂流物対策推進事業の運用について(平成19年3月29日付け19水推第1498号水産庁長官通知)
- (24) 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業の運用について(平成20年3月31日付け19水推第950号水産庁長官通知)
- (25) さけ・ます漁業協力事業の運用について(平成20年3月31日付け19水管第2708号水産庁長官通知)
- (26) 漁協系統組織・事業改革促進事業の運用について(平成17年4月1日付け16水漁第2701号水産庁長官通知)
- (27) 魚価安定基金造成事業の運用について(平成7年7月13日付け7水漁第1840号水産庁長官通知)
- (28) 水産物産地販売力強化事業の運用について(平成21年3月30日付け20水漁第2551号水産庁長官通知)
- (29) 漁場油濁被害対策事業実施細則(昭和50年7月17日付け50水研第1007号水産庁長官通知)
- (30) 漁業公害等対策事業実施要領の運用について(昭和51年7月24日付け51水研第880号水産庁長官通知)
- (31) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領の運用について(平成6年7月13日付け6水研第522号水産庁長官通知)

2 実施要領第4の1の別表の右欄にいう、防除清掃費助成事業資金については、平成19年3月31日までに、その適正な保有水準を定めるものとし、これを超える金額については、すみやかに国に返還するものとする。

附 則 (平成23年3月31日22水港第2463号)

平成22年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則 (平成24年4月6日23水港第2882号)

平成23年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則 (平成24年8月1日24水港第1709号)

この改正は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 30 日 24 水港第 2426 号）
この改正は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 26 日 24 水港第 2886 号）
この改正は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 16 日 25 水港第 190 号）

- 1 この改正は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 平成 24 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 太平洋小型さけ・ます漁業協会は、平成 24 年度予算に係るさけ・ます漁業協力事業を実施した民間団体が当該民間団体に造成した日口漁業協力資金及び日口漁業協力事業実施に関する権利義務等を承継するものとする。
- 4 公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構は、平成 24 年度予算に係る漁場油濁被害対策事業を実施した民間団体等から当該事業実施に係る権利義務関係を承継するものとともに、平成 25 年 1 月初日から平成 25 年 3 月末日までに発生した漁場油濁事故であって、当該民間団体等に対して申請のあった、原因者の判明しない又は原因者が判明している漁場油濁被害を防止するため、漁業者が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した経費の支弁に関する業務を引き継ぐものとする。また、大規模な油濁事故等のため、審査、認定に至らなかったものについても同様とする。
- 5 次に掲げる運用通知（以下この項目において「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領の運用について（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 水漁 2543 号水産庁長官通知）
 - (2) 漁業経営基盤強化推進事業の運用について（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 2964 号水産庁長官通知）
 - (3) 漁業資金融通円滑化事業の運用について（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 2975 号水産庁長官通知）

附 則（平成 25 年 6 月 7 日 25 水港第 758 号）
この改正は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 3 日 25 水港第 1966 号）
この改正は、平成 25 年 10 月 3 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 6 日 25 水港第 2655 号）

- 1 この改正は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。
- 2 平成 25 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日 25 水港第 3059 号）

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領の運用について（平成 15 年 1 月 30 日付け 14 水漁第 2319 号水産庁長官通知）（以下「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 27 年 2 月 3 日 26 水港第 3238 号）

- 1 この改正は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。
- 2 平成 26 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 27 年 4 月 9 日 26 水港第 4030 号）

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 平成 26 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 28 年 1 月 20 日 27 水港第 2626 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。
- 2 平成 27 年度予算に係るこの通知による改正前の通知の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日 27 水港第 3193 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 27 年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 5 月 9 日 28 水港第 706 号）

この改正は、平成 28 年 5 月 9 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 18 日 28 水港第 806 号）

この改正は、平成 28 年 5 月 18 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 10 日 28 水港第 1894 号）

この改正は、平成 28 年 8 月 10 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日 28 水港第 2194 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 27 年度予算に係る競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日 28 水港第 3341 号）

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 28 年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 2 月 1 日 29 水港第 2596 号）

この改正は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日 29 水港第 3258 号）

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 29 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 水港第 2340 号）

この通知は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 水港第 3221 号）

- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 30 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる運用通知等（以下「旧通知等」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧通知等の規定により行うこととされている報告等については、なお従前の例によるものとする。
 - (1) 漁業経営維持安定資金制度の運用について（昭和 51 年 6 月 1 日付け 51 水漁第 2900 号水産庁長官通知）
 - (2) 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱の運用について（平成 23 年 9 月 1 日付け 22 水漁第 2456 号水産庁長官通知）
 - (3) 資金供給に関する基本契約書（例）（平成 7 年 7 月 18 日付け 7 水漁第 2586 号水産庁長官通知）

附 則（平成 31 年 4 月 25 日付け 31 水港第 397 号）

この通知は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 1 日付け元水漁第 573 号）

この通知は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 1 日付け元水港第 1223 号）

この通知は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 15 日付け元水港第 1302 号）

この通知は、令和元年 11 月 15 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 30 日付け元水港第 1696 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 30 年度予算に係る水産物輸出拡大連携推進事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日付け元水港第 1778 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和元年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 水港第 179 号）

この通知は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 9 日付け 2 水港第 884 号）

この通知は、令和 2 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 12 日付け 2 水港第 890 号）

この通知は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 24 日付け 2 水港第 2049 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

2 この通知の施行前に、人材確保支援事業について、事業実施主体から経営体に対して交付決定された場合については、この通知による改正後の水産業労働力確保緊急支援事業のうち（5）ア（イ）d の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年1月28日付け2水港第2109号）

- 1 この通知は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 この通知による改正前の要領により行うこととされている水産業競争力強化緊急事業のうち令和3年3月31日までの期間に引き受けた保証に係る水産業競争力強化金融支援事業については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日付け2水港第2280号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和2年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年6月29日付け3水港第1116号）

この通知は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年12月20日付け3水港第2046号）

この改正は、令和3年12月20日から施行する。

附 則（令和4年3月29日付け3水港第2965号）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月26日付け4水港第347号）

この通知は、令和4年4月26日から施行する。

附 則（令和4年6月27日付け4水港第893号）

この通知は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和4年11月16日付け4水港第1869号）

この通知は、令和4年11月16日から施行する。

附 則（令和4年12月2日付け4水港第2030号）

この通知は、令和4年12月2日から施行する。

附 則（令和5年1月17日付け4水港第2235号）

この通知は、令和5年1月17日から施行する。

附 則（令和5年3月28日付け4水港第2909号）

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和4年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和5年9月12日付け5水港第1436号）

この通知は、令和5年9月12日から施行する。

附 則（令和5年11月29日付け5水港第1963号）

この通知は、令和5年11月29日から施行する。

附 則（令和6年1月25日付け5水港第2403号）

この通知は、令和6年1月25日から施行する。

附 則（令和6年3月28日付け5水港第2989号）

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和5年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月25日付け6水港第138号）

- 1 この通知は、令和6年4月25日から施行する。

2 漁業復興担い手確保支援事業に係る規定については、令和6年能登半島地震（令和6年1月1日）により発生した被害に対する令和6年4月1日以降の研修について適用する。

附 則（令和6年6月27日付け6水港第948号）

この通知は、令和6年6月27日から施行する。

附 則（令和6年12月17日付け6水港第1771号）

この通知は、令和6年12月17日から施行する。